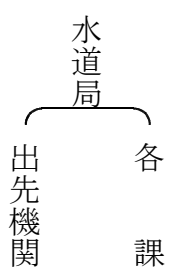


奈良県営水道企業管理規程第二号



奈良県水道局事務分掌規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第一条の表業務課の項中「地域水道ファシリテイマネジメント係 事業管理係」を「資産活用推進係 事業管理係 地域水道一体化推進係」に改める。

第二条業務課の項に次の一号を加える。

十八 地域水道の一体化の推進に関すること。